

## 令和4年度 城陽市立城陽中学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「城陽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。しかし、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通確認をし、全ての教育活動をとおして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

- (1) 授業において、生徒が他の生徒と関わるなど主体的な活動を取り入れ、成就感や充実感が持てるように工夫をする。
- (2) 生徒一人一人の個性が認められ、自己肯定感が持てるような学級経営に努める。またそのために、「Hyper QU」検査も活用する。
- (3) 行事や取組等、生徒の自主的な活動を通じて、協調性や社会性を育てる。
- (4) 道徳の時間や人権学習を中心に、全教育活動を通じて人を思いやる心や人権尊重の精神を育てる。
- (5) 教育相談をはじめ日頃から積極的に生徒に関わり、生徒との信頼関係の構築に努める。
- (6) 非行防止教室や情報教育を通じて、情報についてのモラルを育てる。

### 3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 日々の学校生活の中で、生徒と対話し内面理解を深め、小さな変化に気付く力を高める。
- (2) 定期的に教育相談を実施し、生徒との信頼関係を築くとともに、いじめあるいはいじめに発展しそうな事象の把握に努める。
- (3) 教育相談アンケートやいじめ調査を実施し実態把握に努める。
- (4) 保護者と学校の信頼関係を築くことに努め、保護者からの相談には丁寧かつ誠実に対応する。

#### 4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては教育的配慮の下、適切に指導にあたる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

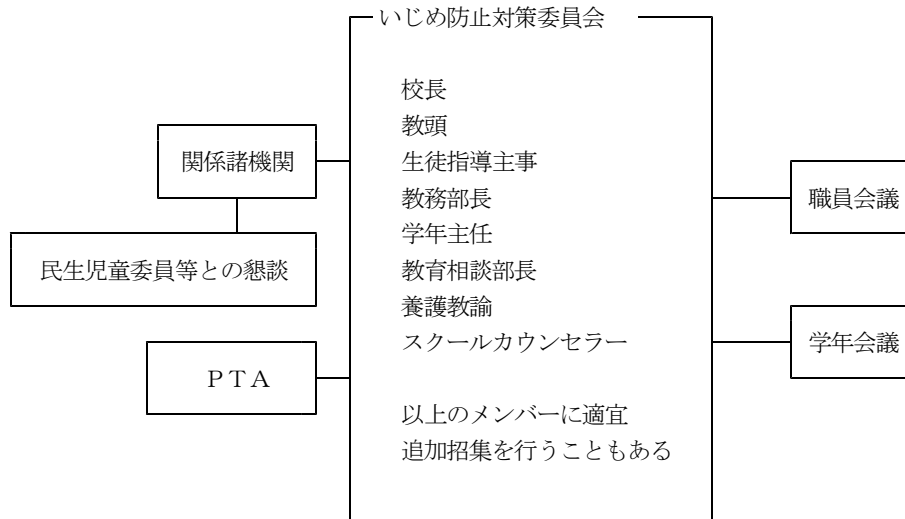
- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部会を開き、対応を協議する。また、重大事案と判断する場合は、直ちにいじめ防止対策委員会を開き、対応・指導方針を協議する。
- (3) 被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考え守り通すとともに、事実関係を速やかに保護者に伝え、不安の解消に努める。
- (4) 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その保護者と指導への理解・協力が得られるよう連携を図る。
- (5) 被害生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の処置を講ずる。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (7) いじめに同調していた生徒、あるいはいじめを傍観していた生徒に対しても、それぞれの問題点や課題が十分に理解できるよう指導する。
- (8) いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

#### 5 いじめ防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校内の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

- (1) 生徒指導部会、教育相談部会、特別支援教育部会をそれぞれ週1回開催し、情報収集に努めるとともに、早期に全校職員への共通理解を図る。
- (2) 学期に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。
- (3) 委員会の組織には、スクールカウンセラー、教育充実補助員も加え、必要に応じて関係諸機関との連携も図る。なお、関係諸機関との連携においては、生徒指導主事、教育相談部長を窓口担当とする。

## いじめ防止対策委員会組織図



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には4に準ずるが、以下の点についても確認する。

- (1) 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

## 7 その他

### (1) 地域・家庭との連携の推進

- ア 本校P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- イ 学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等をホームページ等で発信する。

### (2) 関係機関との連携の推進

- ア 警察、児童相談所等関係機関との適切な連携を図る。